

江津市住生活基本計画  
(第2次江津市住宅マスタープラン)  
(追補)

令和2年3月

江 津 市

1. 江津市住生活基本計画策定の目的と位置づけ

「(3) 計画の期間」において、経過措置として次の事項（枠内赤字）のように修正する。

江津市住生活基本計画の計画期間は、平成 22（西暦 2010）年度から令和 6（西暦 2024）年度の 15 年間とする。

なお、計画期間中においても、社会経済情勢の変化に伴い、住宅施策の見直しを必要とする場合には、適宜、計画の見直しを図るものとする。